

平成 2 1 年 1 月 1 5 日
平成 2 1 年 1 月 1 5 日

平成 2 1 年 第 1 回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第1号

平成21年第1回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年1月9日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成21年1月15日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議事件

議案第1号 平成20年度南部町一般会計補正予算(第5号)

議案第2号 公の施設(南部町総合福祉センター「いこい荘」)の指定管理者の指定について

議案第3号 公の施設(緑水湖周辺施設)の指定管理者の指定について

開会日に応招した議員

板 井 隆君	仲 田 司 朗君
雑 賀 敏 之君	植 田 均君
景 山 浩君	杉 谷 早 苗君
赤 井 廣 昇君	青 砥 日出夫君
細 田 元 教君	井 田 章 雄君
足 立 喜 義君	秦 伊知郎君
亀 尾 共 三君	石 上 良 夫君

応招しなかった議員

な し

平成21年 第1回(臨時)南部町議会会議録(第1日)

平成21年1月15日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成21年1月15日 午前10時50分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第1号 平成20年度南部町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第5 議案第2号 公の施設(南部町総合福祉センター「いこい荘」)の指定管理者の指定
について
- 日程第6 議案第3号 公の施設(緑水湖周辺施設)の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第1号 平成20年度南部町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第5 議案第2号 公の施設(南部町総合福祉センター「いこい荘」)の指定管理者の指定
について
- 日程第6 議案第3号 公の施設(緑水湖周辺施設)の指定管理者の指定について

出席議員(13名)

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
7番 赤井 廣昇君	9番 細田 元教君
10番 井田 章雄君	11番 足立 喜義君
12番 秦 伊知郎君	13番 亀尾 共三君

14番 石上良夫君

欠席議員（1名）

8番 青砥日出夫君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 谷口秀人君 書記 ----- 本田秀和君

説明のため出席した者の職氏名

町長 -----	坂本昭文君	副町長 -----	藤友裕美君
教育長 -----	永江多輝夫君	病院事業管理者 -----	三鴨英輔君
総務課長 -----	陶山清孝君	財政室長 -----	伊藤真君
企画政策課長 -----	三鴨義文君	地域振興統括専門員 -----	仲田憲史君
税務課長 -----	米澤睦雄君	町民生活課長 -----	畠稔明君
病院事務部長 -----	前田和子君	健康福祉課長 -----	森岡重信君
保健対策専門員 -----	檀田明美君	建設課長 -----	滝山克己君
上下水道課長 -----	松原秀和君	産業課長 -----	分倉善文君
農業委員会事務局長 -----	加藤晃君	行政改革専門員 -----	長尾健治君

午前10時50分開会

議長（石上良夫君） 本日、青砥議員は欠席するとの届け出を受けておりますので連絡をいたします。

これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は13人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成21年第1回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石上 良夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

12番、秦伊知郎君、13番、亀尾共三君。

日程第2 会期の決定

議長（石上 良夫君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異義なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

議長（石上 良夫君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 議案第1号

議長（石上 良夫君） 日程第4、議案第1号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、陶山清孝君。

総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。それでは、一般会計補正予算の説明をさせていただきます。

1ページをごらんください。

議案第1号

平成20年度南部町一般会計補正予算（第5号）

平成20年度南部町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,594千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,002,682千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年1月15日

南部町長 坂本 昭文

歳出予算から御説明しますので、5ページをお開きください。

歳出予算でございます。総務費、総務管理費、21目諸費でございます。補正額629万1,000円を補正しまして、2,750万2,000円とするものでございます。内訳は、社会保険料68万4,000円と、緊急雇用対策臨時賃金560万7,000円でございます。緊急雇用対策に要しますものでございまして、22名の緊急雇用を2月、3月に雇用するという予算でございます。

民生費、社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。329万円を補正いたしまして、3億1,541万7,000円とするものでございます。内訳につきまして主なところを申し上げます。一番下の20節扶助費でございます。原油高騰対策灯油購入助成を12月補正でいただきましたが、これを原則的な組み替えと申しますか、緊急生活支援生活必需品購入助成にかえるものでございます。商品券は最大1万円でございますが、これは5,000円を町が補助をしまして、1万円の買い物が実質5,000円のできるものでございます。商品券の予算額576万円を計上いたしました。その下にございますゴミ袋でございますが、これは乳児、ゼロ歳、1歳、それから在宅要介護3以上のお年寄りの皆さん、介護を要している皆さんのおむつの処理にゴミ袋を使っていただくことが多いということを想定しまして、その生活支援にゴミ袋を支給するものでございます。13万8,000円の補正を計上しております。

消防費の3目災害対策費でございます。101万3,000円を補正いたしまして、229万2,000円とするものでございます。これは新型インフルエンザ対策マスクを小中学生全員、75歳以上ひとり暮らしの高齢者の皆様に配付するものでございます。小中学生は1,100人、75歳以上のひとり暮らしのお方を286人、それから生活保護の方にも支援をいたしましてこの方が60、これは件でございます。合わせまして1,446名分のインフルエンザの対策マスク、60枚入りを配付しようというものでございます。

歳入を御説明いたします。前ページの4ページをお開きください。

先ほどの補正に対しまして歳入予算でございますが、地方交付税を充てます。1,069万9,000円の地方交付税でございます。

あと、その真ん中にあります民生費負担金につきましては、過年度分の保育料を減額しており

ます。これは子育て支援としまして、保育料を平均20%減額するものでございます。新年度より前に前倒しをいたしまして2月、3月の保育料から対応したいというもので、歳入減としております。

雑入でございます。先ほど申しました商品券の販売分、この額を288万円の歳入を計上いたしました。

以上が予算説明でございます。

議長（石上 良夫君） 説明が終わりました。

提案に対し、質疑はありませんか。

4番、植田均君。

議員（4番 植田 均君） 何点が質問いたします。

まず、緊急雇用就労支援の対策ですけれども、この議会終了後、速やかに募集をかけるという説明を受けたんですけれども、この雇用期間については2月、3月の対策ということですが、応募の時点から3月末という期限つきにされるのか、それとも4月以降継続する可能性があるのかないのかということが1点です。

それから、保育料の2割、平均の2割の軽減という現年からという対応されるということですが、全協でも若干説明していただいたんですけれども、ちょっと、2割軽減という計算の仕方についてよくわからなかったので、近隣の町村の低い水準に倣ってというような説明だったように思うんですけれども、具体的にこういう基準で計算するんだという根拠があるのではないかなと思うんですけれども、その点の説明をお願いしたいということです。

それから、灯油の支援対策を緊急生活支援ということで商品券、あったか商品券にやり方を変えるという内容の説明をされておりますけれども、この対象者が住民税非課税世帯のうち、生活保護世帯、75歳以上の高齢者がいる世帯、母子父子世帯、特別児童扶養手当受給世帯、特別障害者手当受給世帯、障害児童福祉手当受給世帯、576世帯という対象になっておりますけれども、役場に来て5,000円を支払って1万円分の商品券を受け取るというやり方で、私、心配しますのは一番生活の苦しい方に行き渡って、政策の効果が十分に普及できるかどうかということと心配いたしますが、その点でのきめ細かな対応について考えておられると思うので、その点御説明をお願いします。

議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。緊急雇用の対策について2月、3月で終わりなのかという御質問でございますが、これはそうでありませんで、4月からも続けてお勤め

いただきたいということを前提にしたいと思っております。ただし、臨時職員につきましては6カ月が雇用の限度でございますし、4月から始まります雇用対策でも、できるだけ多くの人に勤めてもらうような対応をとということを聞き及んでおります。やはり、国庫補助の状況にあわせながら対応していかざるを得ないというぐあいに思います。また、12月の議会で御承認いただきました非常勤職員に対しましては、今回2月、3月の対応は臨時職員としてさせていただきますが、4月になりましたら非常勤職員ということに、その後、御本人がそれを条件にオーケーということであれば、非常勤職員という格好で1年間の雇用体制に入っていただくということを想定しております。

したがいまして、まず募集をかけてその方と面接等を行いまして、勤務の条件、期間というものの御希望と合えばということが条件でございますが、私どもできる限り多くの方と、それからできるだけ長い期間を雇用をするということをしていきたいというぐあいに思っております。以上でございます。

議長（石上 良夫君） 町民生活課長、畠稔明君。

町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。保育料の歳入の関係で、平均しての2割の根拠という御質問が1点ございましたが、こちらの根拠の方は西部の市町村の南部町はどちらかといいますと高い方におりまして、低い、（発言する者あり）言ってもいいですか、大山町並ということで計算をしております。

それからあと、対象者、あったか商品券の対象者、役場の方ですべて購入していただきますので、対象者、どなたが来られた、来られないというのが把握できます、当然。そうしますと、こちらの方からまた来られていらっしゃらない方に問いかけをする、いろいろ事情を聞いてまた動くことになると思っております。以上でございます。

議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

議員（4番 植田 均君） 緊急雇用対策で4月以降も、継続雇用も本人の希望で面接しながら対応するということですので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

それから、保育料の2割軽減のことですけれども、結局、平均すると大山町の例によると、平均2割程度の減免になるという理解でいいのかということを確認しておきたいと思ひます。

それと、あったか商品券の対応ですけれども、せっかくこういう予算づけをしたわけですから、これを生活が苦しい方に使っていただけるように本当にきめ細かく対応して、担当課でわかっているのに対応するということでは聞きましたけれども、それぞれいろいろな事情があつておられると思うので、本当に予算づけしたものが最終的にきちんと政策的に活用されるように努力を要

望して、質問を終わります。

議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

議員（13番 亀尾 共三君） 2、3点お聞きしますので、よろしくをお願いします。

まずですね、緊急雇用の、緊急経済対策のところなんですけども、いわゆる緊急就労支援ということでここが上がっております。先ほど植田議員の質問に対して総務課長の方では、今回は臨時職員ということで括弧書きであるんだけど、4月以降は非常勤の人も対象にするということだったんですよ。非常にいいことだし、多くの方でしかも長い間の就労をお願いしたいということなんですけども、当然、今回2、3月の間で22名という予定をされてるわけなんですけども、4月以降は既に1月8日の期限の中でも26人ですか、4月からということなんですけど、おおよそですね、国の動向にもよると思うんですけど、どれぐらいを予定されているのか。22名の範囲で収められるのか、あるいは広げられるのかということ、どうなのかということ、これをまず一つと、それから、先ほど全協の中でも私、いわゆる派遣労働の方ですね、それについての実態ですね、例えば期限の中でおられたのか、あるいは打ち切りのね、予告がどういう状況であったのかということ、実態をやっぱりつかんでおくべきだということ、言ったんですけども、そこら辺で行政の方として誘致企業については、実態をやっぱりつかんでいくということ、やるべきだと思うんですけど、その点についてどう考えておられるのかということ、これが2つ目です。

それからですね、緊急生活支援の中で別表を見ますと、ここの中に特別障害32、3人とかが云々あって、それで201世帯となってるわけなんです。このあげられておる中で全部足していきますと402人になるんですけども、多分2分の1の補助ということの関係で201世帯となってる感じるわけなんですけども、もう1点、このあったか商品券の概要の説明では576世帯というぐあいになってるんですよ。ここら辺はどう理解すべきかなということ、はようわからんのでね、このことについての説明をお願いしたいんです。

それからですね、もう1点先ほど保育料の2割軽減について大山町ですか、上げられたんですけども名前、これ別紙でどういう、いわゆる所得割等の関係でどういうぐあいに変わるのかということ、を別紙で、本日でなくてもいいですから後でも提出願いたいと思うんですけど、どうでしょうか、できますでしょうかということ、をまずお聞きします。

議長（石上 良夫君） 企画政策課長、三鴨義文君。

企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。先ほど御質問がありました派遣社員さんの動向と、それから町内の企業さんの実態の把握という御質問にお答えしたいと思います。

一応、担当課としましては昨年の4月の各社の町内企業14社ありますけれども、各社の4月

時点の社員さんの数と昨年年末の12月時点での職員さんの数、これを比較をさせてもらいました。調べさせてもらいました。正規職員さんは大きな変動はございませんが、おっしゃられます派遣職員さんは逆にふえております。町内全部を見渡しますとそういう40名弱の数がふえております。ただし、これは現状皆さん御承知かと思えますけれども、町内企業の食品とか縫製関係の業種というのは、大きなこのたびの経済不況に影響がありませんで、横ばいもしくは若干ふえている傾向ですし、逆に製造業の自動車関係の企業さんの方は非常に厳しい状況がありまして、そういう業種の企業さんの方は、正規職員を保持しながらも若干派遣職員さんの方に移行していくという格好でありまして、正規職員さんも減らされた分は派遣社員さんの方で補てんしていくという傾向があります。それを14社を押しなべていきますと、正規職員さんはほとんど変わらずに派遣社員さんがふえているというのが状況でございます。

先ほど申し上げましたように、14社に1月の初旬ですが各社回りまして今後の動向というのもお聞きしましたけれども、業種でいいますと先ほどのような業種によって縫製、食品は横ばい、それから自動車関係の企業は若干今後は厳しいという状況でして、特に2月、これも調査いたしましたのは12月時点ですので、これから1月、2月には派遣社員さんも、派遣社員さんは1カ月更新で契約をされているようでして、これから1月、2月、あるいは3月になれば契約の更新というのが難しいであろうと、特に自動車関連の企業さんの方からはそういう声を聞いております。

1月21日に町の企業懇談会というのを計画しておりまして、各企業さん集まっておりますので、今後のことやら現状やらいろいろそういうこともお聞きしたりする、ちょうど機会がございますので確認をしたいというふうに思っております。そこで、また雇用の方もお願いをしていきたいと思っております。以上です。

議長（石上 良夫君） 町民生活課長、畠稔明君。

町民生活課長（畠 稔明君） まず、商品券のことにつきましてお答えさせていただきます。こちらの方の南部町緊急経済対策概要説明書の御質問だったと思うんですが、はぐっていただいて緊急生活支援の住民の生活支援で、一番上の段に特別障害33から始まりまして201世帯という数字が出ております。それから、その201世帯と最後のページの高齢者支援の2段目になりますか、75歳以上非課税世帯への支給ということで375世帯という数字が、その合計したものが576世帯ということでございます。

それからあと、保育料の件につきましては3歳未満児、3歳児、4歳児以上といろいろとその階層によって細かく減額される額がありますので、これは後ほどお示しをさせていただきたいと

思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

議員（13番 亀尾 共三君） 町民生活課の関係の生活支援の分はわかりました。

それでもう一度返りますけど、企業との関係なんですけどいろいろ雇用の面でね、今度21日に企業懇談会を持つということなんですけども私がここで言いたいのは、実は、全国的にいうと非常にトラブルというんですか、派遣社員の場合のトラブルなんか起こってるわけなんですよ。そういう面でどうしても雇われている方の方は弱い立場がありますので、多少、多少というか不合理的な面があっても抑えておられるという状況が全国でも始まっているんですよ。町内の企業の方がそういうことをやってるとは私も思いませんけども、あるいはそういう状況もしあったとすれば後で、やはり行政としては責任というか、当然、誘致企業なら及ぶこともあると思うんですよ。そういう点で、やはり実態をきちっと調べる調査というんですか、つかむということ、そういう気があるのかどうなのかということをお聞きするんですが、どうでしょうか。

議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

副町長（藤友 裕美君） 副町長。雇用の実態ということでございまして、今、全国的な問題になっております長期雇用の方について、実態がどうなのかということでございますが、先ほど課長が申しあげましたように町内の実態とすれば、1カ月単位でそういう人材派遣を受けておるといような実態でございまして、月々のその企業の生産体制、生産計画、そういったものによって、必要なときに1カ月単位で派遣を受けておるといような実態でございまして、21日に再度確認をいたしますけれども、今、全国的と言われるような実態というのは町内の企業にはないという、今の段階では判断をいたしておるところでございます。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

3番、雑賀敏之君。

議員（3番 雑賀 敏之君） 緊急生活支援のメニューの中で住民の生活支援の中なんですけど、ここに記載してあるのは201世帯ということになっておりますが、上の方では何人という格好で記載がしてございます。この中には、例えば1世帯で2人いる方はないかということの確認と、この人というのは世帯というぐあいに解釈すればいいのかと、それをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（石上 良夫君） 町民生活課長、畠稔明君。

町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。書き方に人と世帯を使っておりまして、まことに申しわけございません。これは人を世帯と読んでいただけたらと思っております。

以上でございます。

議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

議員（3番 雑賀 敏之君） ということは、1世帯で2名おられるところはないという判断でよろしいでしょうか。

議長（石上 良夫君） 町民生活課長、畠稔明君。

町民生活課長（畠 稔明君） この人と上げておりますのは世帯と訂正をお願いしたいと思えます。（発言する者あり）重なっていないという認識でございます。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者のあり〕

議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 討論がないようでありますので、これで討論を終わります。

これより、議案第1号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号

議長（石上 良夫君） 日程第5、議案第2号、公の施設（南部町総合福祉センター「いこい荘」）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第2号、公の施設（南部町総合福祉センター「いこい荘」）でございますが、の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

公の施設の名称でございます。南部町総合福祉センター「いこい荘」。

指定管理者となる団体、鳥取県米子市米原八丁目11番49号、山陰管財・さんびる企業体。

代表企業、株式会社山陰管財。代表取締役、田中富士夫。

指定の期間でございます。平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間でございます。

この議案でございますけれども、これは現在、指定管理をお願いしておりますのが平成21年の3月31日までとなっているために、新たに公募により管理を行っていただく指定管理者の指定を行うものでございます。

これに当たりましては町の行財政運営審議会での審議を得る中で、本来の業務負担になっているものについて管理業務を分離することが望ましいと、そういうような答申も以前にいただいていたわけございまして、今回は指定管理をお世話になっております社会福祉協議会の方から、21年度以降については業務がかなり負担になっておるということから辞退の申し入れがある、そういう経過を踏まえまして、新たに公募により指定管理を行うということで事務を進めてまいったところでございます。

なお、候補者の選定につきましては、去る1月の6日に開催しました指定管理候補者選定委員会において審議をいただきまして、指定管理候補者として適当であるという御意見をいただいたものを踏まえまして、今回お願いをいたしましたものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げたいと思います。

議長（石上 良夫君） 提案に対し、質疑はありませんか。

9番、細田元教君。

議員（9番 細田 元教君） ちょっと、1点だけお聞きしたいと思いますが、このいこい荘の指定管理に公募、社協から今度は公募したということですが、何社これに応募されたのか。これ2社しかないのか、またほかにあるのか。

それともう1点は、あそこに社協と伯耆の国と振興区が、たしかあそこ入っておりますね、使っております。これらの関係は今までどおりでされるのか、また何か変わった点が起きているのか、お聞きしたいと思います。

議長（石上 良夫君） 行政改革専門員、長尾健治君。

行政改革専門員（長尾 健治君） 行政改革専門員でございます。お答えします。

まず1点目、何社の応募があったかということでございますが、2社であります。

2点目、いこい荘に現在、事務所等構えておられる、活動してらっしゃる団体について、今後変化があるかというお尋ねでございますが、ございません。従来どおり、この同施設において活動を変わずしていただくことでございます。

申し添えますと、管理をお願いするわけでございまして中身の運営ということではございませんので、そのあたりよろしく御了解くださいませ。以上でございます。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

12番、秦伊知郎君。

議員（12番 秦 伊知郎君） この管理につきまして、社協の方が手に余したという前提があるので仕方がないかなと思いますが、付帯意見を見ますと非常にこの2社に対しての評価が後ろ向きなんですね。経費の面が十分、経費の面を、経費の縮小の工夫が欠けていると、それから削減の検討がなされていないとかというぐあいに評価されていますね。

非常に後ろ向きな会社が2社しかないの仕方がないかなと思いますが、例えば経費面では現在の管理されているよりどれぐらいの経費の節約が行われるのか。またこの評価で、例えば独自の提案がほしいとか、そういうぐあいにも言っておられますが、例えば管理していただく方は、例えばこの2社に対してどのような期待をされておられたのか。そこら辺について審査された内容につきまして、ぜひこの場で紹介していただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

議長（石上 良夫君） 行政改革専門員、長尾健治君。

行政改革専門員（長尾 健治君） 行政改革専門員でございます。

まず1点目、経費のことにつきましてお答えいたします。今後、第一候補でございます山陰管財・さんびる企業体さんと、協定に向けての協議に入るわけでございますけれども、基本的には現行の管理費を上回らないということが両社の大前提であると考えております。そのあたりで審査いただく審査員の皆さんも、それを踏まえての御意見だったというふうに考えております。

それから、管理面とあわせて2点目でございますが、利活用の部分で審査員の皆様が御期待されましたのは、やはり民間企業の皆様がお持ちのノウハウ、施設の利活用について、従来社会福祉協議会が管理されておりましたけれども、何か新しいものが提案なされるのではないかと期待がございましたんですが、1点ございました。こういうふうに利用人員をふやしていきたいというご提案がありました。ですが、新基軸を打ち出すというようなところまでは至っていないところが、こういう講評結果になったというふうな状態でございます。

議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

議員（12番 秦 伊知郎君） よくわかりました。しかしながら、まず第1点、現状の経費よりかからないというふうに言われましたんですけど、その現状の経費というのは大体どのぐらいでしたでしょうかね。

それともう1点、例えば民間のノウハウが活かしきれていないというような評価だというふう

にお答えになりました。しかしながら、この中に、この施設の中に社協がいたり、あるいは振興協議会が何ら以前と変わらない形でいたり、あるいは伯耆の国が入ったりしていると、なかなか総合的にうまく活用することができないのではないかと、例えば社協も伯耆の国も振興協議会も、それ相応の経費を払っておらないと、なかなか総合的にこれをうまく活用することができないような気がしますが、なかなかそういうものが入った中で民間のノウハウを活かして、何か総合的な活用を考えるとということ自体が無理ではないかなというふうに考えますが、その点はどのようなふうに御認識されていますか。

議長（石上 良夫君） 行政改革専門員、長尾健治君。

行政改革専門員（長尾 健治君） 御指摘のとおりでありまして、やはり立地の、場所と申しますか、非常に人口が密集する地域にあるというような施設ではございませんので集客の部分で、やはり弱さがあるということで、なかなか御提案いただく企業さんの方も集客のあたり、それから利用料、お風呂等利用料いただく施設でもございますので、そのあたりでの収入……（サイレン吹鳴）利用者の増については両社とも、2社とも御提案具体的にいただいております、こういうふうにしてということで。それから運動施設等もございますので、そういうところの有効利用、利活用、それから利用者の増ということもいただいておりますが、飛躍的にそれを増大させるというのはなかなか立地の問題等もございまして難しいということですが、今よりはふやしますというふうにいずれも御提案いただいております。

それから、1点目の経費の問題ですが、これは健康福祉課長の方から答弁いたしますので、よろしく願います。

議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、森岡重信君。

健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。平成19年度の管理料でございますが、863万9,000円を払っております。20年度は115万2,000円を増額をいたしまして、952万1,000円になっております。これは集落排水の使用料が人数制から水道の使用量ですね、量に変更になったため115万円ほどふえたというものでございます。この中には人件費というものが入っておりませんので、今後金額の中でいえば、人件費部分というのがふえてまいるというふうに考えております。基本的には19年度の指定管理料をベースにしまして、この863万9,000円、19年度決算額、これに含まれない経費等がございますので、人件費等がありますのでそういったものを見込み、それから収入の増をふやしながら経費の削減を図って協議をしてみたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、植田均君。

議員（4番 植田 均君） まず、今回提案をされる際に、全く全員協議会で初めて今回の選定委員会の審査についての資料が、全協で要望をしてやっと出てくるというような内容なんですよ。こういう指定管理の相手を決めようという議案を説明する際に、こういう資料の出し方というのは本当にひどいと思いますよ。（「質疑せや」と呼ぶ者あり）いやいや、言っておかなければいけません。まずそのことを言っておきますけれども、これまで社会福祉協議会が指名指定をされておったわけですよ。今回、社協の方から辞退をされたということをこの場で説明されるんですけども、その経過について何の説明もないわけですよ、辞退があったと。本当にこれ私としては、何でそうなるのかということ全く理解できないわけですよ。そういう、まず経過をきちっと説明されなければ議案審議に至る以前の問題だというふうに私は思いますし、それからいろんな資料ですね、条例で定めている資料、事業計画書だとかね、いろいろ出すことになってるんですよ、それが説明されないというようなことですね。これ本当に今まで社協がやってたものを、なぜこうしなければいけないのかということの全く理解ができないんですよ。そういうことをせずにこれを議案として出されるようなやり方は、本当に責任持ってこれを審議することができないというふうに私は思っております、まず資料提出をして説明されなければいけないということ。

まず、社会福祉協議会が辞退をされるに至った経過、これをまず説明していただかなければいけませんし、それから、今回公募でやられるということ判断された行財政審議会ですか、この説明もないわけですよ。一連の流れが全く説明されずに、この最終的に公募があった業者がどうだということと言われても審議のしようがないと私は考えますので、まず社協が辞退されるに至った経過と、それからこの公募をして2社を審査された……ないんですよ、全くね、資料。そこをきちんと説明していただきたい。

議長（石上 良夫君） 行政改革専門員、長尾健治君。

行政改革専門員（長尾 健治君） 行政改革専門員でございます。社会福祉協議会の方から御辞退があったという経過であります、これにつきましては、実は、今年度という話ではございませんで従来から同協議会におきましては、本来、地域福祉を担っていくという本来業務に加えて、施設管理というものも担っておったという経過がございます。その施設管理の部分が、これは以前から非常に人的にも時間的にも負担であるということは、協議会の中で言われておったところでございます。そのことについて、同協議会の方も内部で理事会、役員会等経てこられまし

て、平成20年の10月末にいこい荘の設置管理というものをどなたかほかの方をお願いして、本来の地域福祉業務に活動を特化する方向をとりたいという結論を出されました。あわせてその前段でございますけど、町の方も行財政運営審議会の方に現在指定管理をお願いしておりますもののうち、指名指定をお願いしているものについて諮問をいたしておりました。その答申の中で、本来、その団体が担うべき役割以外のところで団体の負担になっているものについては、やはり本来の目的に特化した方が望ましいという答申も町の方もいただいております。これは先ほど副町長の方からも説明があったとおりでございます。そういう経過がありまして、いこい荘の指定管理を公募したということでございます。以上です。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、植田均君。

議員（4番 植田 均君） 教えてくださいよ。必要な条例に定めている事業計画だとか、必要な書類を説明してくださいということを言っておりますけれども、それについて答えがございません。

それと、2回しかできませんのでいろいろ……今回民間業者に指定をするということですが、新たに指定管理料の中に新たに人件費を上乗せしないといけないというようなこと。結局、指定管理の目的から考えて、この公の施設を設置した目的を、より住民サービスをよくする方向で前向きに発展させるのが指定管理の目的じゃないですか。それをそういう形で住民サービスとの関係で、向上が図れたのかどうかというような立場からの説明が全く見えてこないんですよ。どういう検討がされたのか結論だけ言われても、検討の過程でどういう議論が行われて、こういふことで今の公募にしていっての方がよりいいんだということが全く見えてこないんですよ。指定管理料にしても、今まで管理していただいてた費用よりも新たに人件費が発生するというような説明を聞けば、結局、住民にとってそれと利用料、利用料も引き上げるようなことも出てきましたね、説明の中で。そうすると、結局、指定管理が住民にとってしたこと、住民サービスの低下につながるのではないかというような疑問も出てくるわけですが、全く説明が不十分で、こういう話で結論出せなどというようなことにはならないと思いますけども、もうちょっときちんと説明してください。

議長（石上 良夫君） 行政改革専門員、長尾健治君。

行政改革専門員（長尾 健治君） まず、人件費のことについてお答えいたします。社協の方にお支払いしている、社会福祉協議会の方にお支払いしている指定管理料、これは先ほど健康福祉課長から幾らという説明があったと思います。ちなみに、この中には人件費は含まれておりま

せん。ただし、管理に要する職員の人件費は指定管理料ではなくて、社会福祉協議会の補助金の中にしっかり入っております。ですから、今度は企業さんがお受けになるときはその部分が減ってくるということでございます。

それから、利用料の件でありますけども、利用料はこれは、利用料が値上がりするんではないかということですが、現在のところそういう予定はございませんで、これ条例改正を伴うものでございますので、指定管理を受けた団体が利用料の変更を独自でなさるといことはできないこととでございます。

それから、提案書の中身でございますけども、提案いただきました提案書は非常に結構なボリュームがあるものですから、いろいろこういうふうに施設の利活用を図りますということがございました、ある提案書でございます。その中で、やはり優劣が分かれたわけでございますが、そのあたりは金額の部分もある程度ございました。非常に高い提示をなされたのがこの2番目の社でありましてそのあたりもでございます。それからあわせて、先ほども答弁で申しましたように施設全体の管理の質と利活用というようなところ、それからサービスですね。そのあたりも審査のポイントになったところでございます。以上でよろしいでしょうか。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑は……。

副町長、藤友裕美君。

副町長（藤友 裕美君） 先ほど答弁申し上げましたけども、総括的な点で確認というような意味合いで、もう一度私の方から申し上げたいと思いますが、先ほど植田議員の方から説明の内容がわかりにくいという発言の中に、使用料を云々というようなことの表現をされておりますけれども、まず基本的なことを御理解しておいていただきたいと思いますが、使用料を変える、引き上げる云々ということになりますと、これは条例に定めておるわけでございますから、そういったことがついて回っておるのであれば、当然、条例改正というものがこの中にあるということとでございますから、今回はそういったことは全くないわけでございますので、即指定管理をすれば使用料の引き上げに反映するというような考え方だけはひとつされないように、ひとつ御確認をしておいていただきたいというふうに思います。

それから、その条例に定めてある何と申しますか、書類の手續などについて、その内容の説明がここでないということとでございますけれども、あくまでも条例に定めておりますのはそういった事務処理をするのに必要な項目、条件、条項、そういったものが条例で定めてあるわけでございます。事務を執行する段階においては、当然、その条例に基づいて行政は事務を執行していくわけとございまして、その内容をここですべて説明せというようなことを言われても、これは膨

大な資料になってくるわけでございます。結果的には議会の方でそういった内容の説明については、先ほどこれちょっと遅くなったという問題もあるわけでございますけれども、その選定結果というものの中で総括的にまとめてお示しをしておるということでございますので、そういった中でそれぞれ判断をしていただいて、それぞれ疑問がある項目等については御質疑をいただいていくということで、ひとつ御確認をお願いをしたいというふうに思います。

なお、その審議会などの細かい内容については、また議会の方に閲覧という格好でも、お示しをすることは可能ではないかというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

議員（13番 亀尾 共三君） 何点かお聞きしますので、よろしく申し上げます。

先ほど専門員、行財政専門員の方からの答弁いろいろ聞いておりますと、まず社協の方で今まで指定管理を受けていたただけけれども、なかなかこれが変改したいと、辞退したいということだったんですよね。正式には20年、昨年ですね、10月の末にそういう話があった。それは社協の中の役員会、あるいは理事会ですか、その中での結論だと思っておりますけれども、その答申は町長あてに出されたと思うんですけど、町長はこの中で、今度民間の方へ出されたというからこういう結果になったと思うんですね、公募されて。

私は、一つは町長の考えを聞くんですけども、公の施設を社協ですね、社協の場合は全くの100%民間とは言い切れませんので、そこに今まで指定管理をお願いしてたんですけども、いこい荘については何とか辞退をしたいということであれば、やはりここはこの答申ですか、出された中で、あくまでも社協の方では地域福祉の役割を担っていくんだというぐあいに特化したいということで、それだったと思うんですよ。管理だけなら従来どおり、やはり町が公の施設ですから100%行政がやった建物、施設ですから、当然、やるのがそのとおりだと思うんですよ。にもかかわらず、民間に出されたということであれば内容がどう変わるのか。

まず一つ、お金の面ですけども、先ほど健康福祉課長の答弁では19年度の863万9,000円でしたかね、この管理料が、であればですよ、これよりも今度は下がるというぐあいにされるのかということなんですよ。そこで聞くんですけども、先ほど専門員からは株式会社もう一社第二位のことですね、株式会社ティビエムですか、ここが非常に高い金額を提示されたということなんですよ。ちなみに聞くんですが、このさんびる企業体は、一体幾らの金額を提示されたのですかということもまずお聞きします。これが2つ目。

それからですね、今度民間、ここに委託されるということになりますと、現在はあそこの管理

をされているのはどのような方で、直接社協の職員の方がやっておられるのか、あるいは、例えていいますとシルバー人材センターですか、そこの方に頼んでおられるのかどうかということ、これは人的なことがどう変わるのか、今までやられた人が経験があるんでその方が引き続きやられるのか。しかも、それについての待遇ですね、これについてはちゃんと担保をとられるのかどうかということ。このことを聞きますし、それからですね、これが管理者がかわったためにサービスがどういうぐあいに以前と改良されるのか、このことについてもお尋ねしますので、よろしく答弁をお願いします。

議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、森岡重信君。

健康福祉課長（森岡 重信君） 金額でございますが、平成19年度の決算額でいいますと863万9,000円と言いました。これは19年度で、先ほど申しましたように集排の関係、終了の関係が変わっておりますので、平成20年度は.....

議員（13番 亀尾 共三君） それはいいんだけど、提示は幾らあったんですかといいます。

健康福祉課長（森岡 重信君） 済みません。今、指定管理料のことと勘違いしておりました。取り消させていただきます。提案の金額は行革専門員の方がお答えいたします。

議長（石上 良夫君） 行政改革専門員、長尾健治君。

行政改革専門員（長尾 健治君） お待ちくださいませ。お答えします。山陰管財の審査会に望む提案、審査会に望んでの提案は、指定管理料は1,329万8,000円でありました。ただ、これはあくまでも提案の段階でありますので、今後の協議で変わってくるという御理解をお願いしたいと思います。

それから、今後の施設、管理の内容に変化があるかというお尋ねでございましたか。今後、指定管理を指定管理者がかわれば、管理の内容に変化があるかというお尋ねだったように理解しておりますが、よろしゅうございますか、それで。

議員（13番 亀尾 共三君） いい、議長。

議長（石上 良夫君） ちょっと休憩してください。

午前11時55分休憩

午前11時56分再開

議長（石上 良夫君） 再開します。

行政改革専門員（長尾 健治君） 人的な内容でございますが、基本的には現在社協の職員さ

んが詰めておられます。これは同様でございます。それから、夜間におきましては、ですから、日中の業務はそこに社会福祉協議会の職員さんがおられて今までどおりなさいます。それから、ほかのあそこを御利用の組織も従来どおりでございます。何ら変わることはございません。それから、夜間につきましては、シルバー人材センターの方から番つきと申しますか、管理を、管理人さんにおってもらっておりますけども、これもやはり地元雇用ということをお願いしております。

それから施設の管理を、例えば冷暖房、それからお風呂を沸かす施設等あります。このあたりは素人というわけにはまいりませんので、やはり専門的な技能を持った方ということでございます。これを、このことをなさるのは、やはりこの指定管理を受けられた会社から来られる方ということになります。以上でございます。（発言する者あり）

議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午前 11 時 57 分休憩

午前 11 時 59 分再開

議長（石上 良夫君） 再開いたします。

町長、坂本昭文君。

町長（坂本 昭文君） 町長。亀尾議員の御質問にお答えをしましてまいりたいと思います。

まず、この指定管理者制度というのは法律ですべての公共施設を直営でやるのか、あるいは指定管理でやるのかということで、どっちなどでせということであります。したがって、この指定管理をせんかったら直営にするということでございます。同時に、施設を設置した目的というのが植田議員もおっしゃいましたし、亀尾議員もおっしゃった。施設設置の目的というのがあります。したがって、この仮に指定管理に出してもですね、福祉施設を全く違った娯楽施設にするとかですね、そういうことにはならないわけでありまして。その辺は、もう御理解をいただいているという前提で話をさせていただきたいと思います。

亀尾議員の方からは直営でやったらどうかという御質問もあったわけですがけれども、今、町はいろんな部分で行政改革なども進めておりまして、これを直営でやると、そして、町の職員をそこにあてがうということにはちょっとならない。行革の面からもまた、民間でできることについては民間でやっていただいた方がいいのではないかという、私の判断をいたしてございましてこれはやっていただく。

それから、施設の設置目的が損なわれるのではないかとということですがけれども、これは社会福

社協議会も入っておるわけですし、その福祉施設という設置目的が損なわれることはないということでもありますし、また、そういうことになればこの指定管理の指名業者というものは適格者ではないと、こういうことになるわけでございますので、そこは御安心をいただきたいというように思います。

それから、トータル的にお話をいたしますと社会福祉協議会の方が、いわゆる地域福祉にもっと力を入れてやりたいという申し出があって、亀尾議員は町長あてに答申が出されたというようなことをおっしゃいましたけど、そうではなくて社会福祉協議会の中でそういうお話をなさって決定になったわけでもあります。その話を聞いて、20年度で指定管理ということは辞退をしたいと、こういう申し出があったということでございます。

私としては、社協がそういう御判断をなさって地域福祉にもっと力を入れてやりたいと、本来の業務ではない施設の管理というようなことについては、これはまたその道の人にお世話になりたいということでございますから、これを受け入れることにいたしまして、そもそもいけんと言っても受けんということでございますから、これはどうしようもないわけではありますが、そういう理解をして整理を、頭の中の整理をいたしております。で、設置目的は損なわれないということでもあります。

それから、ついでといっちゃ何ですけども、指定管理料の話なんですけれども、従来、社会福祉協議会の補助金の中に職員分を見ておりましたので、当然、今度はその職員分は、今度は補助金から減ってくると。で、この山陰管財・さんびる企業体に、その人件費部分は上乘せしてあげんと成り立たない理屈になるわけです。トータルですとね、トータルで社会福祉協議会に出しておったよりも安くさせたいと、こういう気持ちでございますし、そういうことを目的にある程度の一つにもしてやっておりますので、そのような交渉を今後していきたいということでございます。

議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

議員（13番 亀尾 共三君） ちょっともう1点、もう1回質問しますが、先ほど専門員から、このさんびるの方へは1,329万8,000円出てるということなんですね。私、ここに20年度当初予算を持っておりまして、それを見ますと福祉センター指定管理料、いわゆるこのしあわせといこい荘だと思んですけども、そこが3,099万9,000円なんです。12月の議会で提出されました、いわゆるしあわせの方の計画書にですが、それはきょうもまた確認しました、12月のときも見たんですけども、きょう確認しますとしあわせの管理料がですよ、2,120万8,000円なんです。で、20年度と、このたび今度21年にしあわせが管理

料としてお願いしたいというんですか、出しているのは、見積もりというんでしょうか、出しているのは2,120万8,000円ですから、20年度との福祉センター2つの、福祉センターの合計からしあわせだけを引いた残りが979万1,000円なんですね、私の計算。そうすると、先ほど言われた人件費を含めて1,329万8,000円ということが提示されたと、さんびる企業体がね。恐らくね、内訳というものが出てると思うんですよ。純然たる施設の管理と人件費というものが、内訳が出てると思うんですが、その中の人件費は一体幾らになっているのかということをお聞きしたい。そうすると、人件費を引いた分の、いわゆる施設の管理、建物ですね、それは一体幾らになるのかということをお聞きしたい。

それから、先ほど町長の答弁から、いわゆる目的外の使用になってないんで、利用がですよ、この福祉センターが。だから、民間でも構わないということ。しかも、理由は行財政の面から、改革の面からいうと、やはりそういうことに、専門的なノウハウのところには任せてるのが当然だということだったんですけども、私はですよ、そういう施設で目的外の利用になっておりませんからそれはよしとするだけけれども、しかしですね、民間がやるということは本当に殊勝な心で何というんですか、サービスでやるんならいいですよ、ボランティアでね。だけど、必ず利益をとということがね、そこが前提になってると思うんですよ。そうすると、仮にですよ、後で答弁聞くんですけども、人件費を削る以外にないんじゃないかと思うんですよ。専門員のあれでいうと、今までどおり人的な配置はそのままだということをおっしゃったんですが、私はそういう、例えていうとレストランとか食べ物、本当にするところならそういう手もあるかもしれませんが、しかし福祉というのは、やはり住民の健康、そのことを守るためからいえば、この施設は行政が責任を持ってやるべきであって、社協の方がなかなか管理の方が行き届くまでは手が回らないということであれば、町がやるべきだと思うんですけども、一体ですね、民間に任すということとは当然利益部分も考慮してると思うんですが、そこら辺については町長、どう感じておられるのか、再度お答え願います。以上です。

議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

町長（坂本 昭文君） 町長。民間が行えば、当然、利益ということを考えて経営をしていくだろうと、こういうふうに思っておりますし、それはきっと厳しいものだろうというふうに思います。そういうノウハウが公の方に持ち合わせていないので、民間のそういうところを活用して、民間ができるところは民間にお願いした方がいいのではないかとということで、法律でも決まっているわけです。ですから、そういうノウハウを持っておられるところを、人件費ばかりではないと思いますよ、町の足りないところに取り入れて補強していくというのは、私はまともな考え

方ではないかと。亀尾議員のお話を聞いておりますと、全部町がやらんといけんやな感じになってきますけれども、今そういう時代ではないのではないかと考えております。

もう一つですね、委託料の3,000万からしあわせの分を引けば云々かんぬんありましたけれども、もう一度ルールをちょっと確認しておきたいと思っておりますけれども、これは1,300万というものが、1,329万8,000円ですか、山陰管財の方から出ているということですが、これはいわゆる何というんでしょうかね、自分とこならこの程度でやりますという提案なんですよ、提案なんですよ。ですから、これで議会で議決をして、ほんなら山陰管財とやれと言っていたらいいと思うわけですが、そういうことになってこの金額である考えありません、全く。それは今までの管理料というようなものも十分しんしゃくしながら、新しい提案についての経費も吟味して、最終的に私がさっき申し上げましたように、トータルでちょっと下げたいと思っているわけです。

それともう一つ、そういうことはかなわんときにはですね、これは御破算になります、御破算になる。もう一度直営でやるというようなことも含めて考え直さないけんかもしれません。いずれにしても、今の時点は金額のことではなくて、金額のことではなくて、こういう提案をした山陰管財と、指定管理についての交渉してもいいかという議決をいただくということでございます。よろしく申し上げます。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

議員（13番 亀尾 共三君） 答弁を聞いてる、聞いてますよ。人件費がどれだけ出てるかということ、管理費がどれだけかということはどうですか。

議長（石上 良夫君） 行政改革専門員、長尾健治君。

行政改革専門員（長尾 健治君） ちょっとお待ちくださいませ。お答えします。人件費につきましては324万円ということで提案をいただいております。

議員（13番 亀尾 共三君） そうすると建物部分はこの金額との差と理解していいんですね。

議長（石上 良夫君） 行政改革専門員、長尾健治君。

行政改革専門員（長尾 健治君） 長尾でございます。指定管理料、収入が見てございます。お風呂の使用料とか、部屋の使用料とか、そういうものを見ておりますのでその単純な引き算ではございません。だから、その収入部分も施設の利用料もこの管理料に充てていかないけんということでございますので、全体の……（「わからんな」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）そうです。

議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午後0時13分休憩

午後0時15分再開

議長（石上 良夫君） 再開いたします。

行政改革専門員、長尾健治君。

行政改革専門員（長尾 健治君） 長尾でございます。御説明いたします。

まず、収入の方から申し上げますと、指定管理料がございます。それから、利用料金がございます。施設を使っていただくことで収入が入ります。これも収入、その指定管理者の収入になります。それから、手数料や雑収が若干ございまして、合わせまして1,993万2,000円の収入があります。

今度、出る方ですけども、先ほど申し上げました人件費が324万円、ここから出て行きます。

残りのものが施設を管理するためのもろもろの経費ということで御理解くださいませ。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

議員（4番 植田 均君） 全く、今回の議案の出され方が説明になっていないんですよ。出すべき資料も出さずに、これで指定管理の相手を決定しろという方が無理がありますし、それに今の指定管理をさせる、民間に指定管理をさせるメリットについても十分な説明がないんですよ。トータルでどういうメリットがあるのかということが、町長が指定管理料の面でトータルで、今以上のお金を出さないようにするのがメリットだというようなことをしか説明できないんですよ。

私は指定管理のあり方については、もっとトータルな視点が必要だと思います。町民の福祉の向上のためにこの施設をつくったわけですから、そういう観点から見てどうなのか、それについてのメリットはどうなのか、そういうことは十分説明されてこういう方向でやりたいということがなければ、私は今回の議案の説明にはならないと思います。

一つ、民間業者が指名をしていくことによって、やはり今の町内の労働者の雇用の問題もありますよ。民間企業が参入して、そこでどういう方が雇われるかわかりませんが、新たに冷暖房の管理のされる方は今までとは違う方がやられるということの説明の中でも、町内の雇用が守れるのかということだって一つは疑問が出てきますし、それから、本当に今以上の住民サービ

スということがあって指定管理をする目的が達成されるわけで、そういうところの説明が本当に不十分で必要な資料も出てこない。こういうことで今回の議案を可とすると、してほしいということには提案の説明責任から見て本当に不十分な内容だということを言って、反対いたします。

議長（石上 良夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、秦伊知郎君。

議員（12番 秦 伊知郎君） 今回の議案に対して賛成の意見であります。

すべて民間に管理委託されるのが悪というような意見が出ておりますが、決してそうではないというふうに考えております。民間にできることは民間で、より効率的に。当然、民間というのは利益を求めますけど、サービスの向上も求めていくのが民間企業の使命であります。ですから、民間に出したら決してサービスも雇用の形態も悪くなるというふうに御理解していただきたいというのが、民間で事業を営んでいるものの思いであります。

ただ若干、今回の議案の説明の答弁に対して不十分なところもあるということも思いました。町長が言われますように、現在の維持管理料からは決して高くないと、そういう姿勢でこれから契約に臨むということでもありますので、ぜひそうしていただきたいというふうに思います。

雇用の件につきましても、カントリーパークが民間に管理委託されましたときに、今まで管理に携わっておられました方を従業員として雇用していただきました。ぜひ雇用は地元のシルバー等でしていただきますように、強く要望していただきたいという思いがあります。

それらを踏まえて、ぜひこの管理者になられました方と公平な交渉をしていただきたいという思いをもちまして賛成いたします。以上です。

議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

議員（13番 亀尾 共三君） 議案第2号については反対いたします。

先ほどいろいろ町長初め、専門員の方から答弁いただきました。しかし、一つは今までお願いしておりました社協の方から、これについては辞退したいということでこういう状況になって、民間参加だということになったんですけども、幾ら聞いても社会福祉の広域帯になるところで民間に委託するということは、非常に私は公の施設を出すということについては、その点については非常に私は同意できないという点があります。

それから2点目は、経費の問題で削減するようなこと言われるんだけど、しかし、利用料だとかそういうものは入ってくるからこうなんだと言われるんだけど、どう見ても私の試算では、これは行財政の観点からいったら利点にはならないというぐあいに思います。そういう中で福祉を、いよいよ、これから、ますます福祉の部分で重要になるこういう施設は、やはり責任

を持って行政がやるべきであるということを主張して、反対するものであります。

議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

議員（9番 細田 元教君） この件に関しては賛成の討論をさせていただきますが、今、亀尾議員または植田議員が言われましたように、目的は住民サービスの向上が一番の目的でございます。このいこい荘が福祉をするんじゃないんです。中に入っている社協とか、また伯耆の国が福祉を実践するものでございます。今まで社協がこれを管理しておったと、本来の社協というのはそういう事業所社協だなしに、そのようなことをするんじゃないしに、本当の地域福祉をやりたいと。で、この管理者がそれらを踏まえて、中に入っている社協や伯耆の国や地域振興区が思い切り活動できるようにこの施設を管理する。これが本当の、今、町長の答弁をお聞きしましたらできると、それが目的であり、またこの目的は、今、両共産党議員が言われました目的とは合致しております。地域住民のサービスの向上はこれをもってますます社協も、また伯耆の国も、外に打って出られます。今まで施設を管理したそういうことをわずらわしいじゃないですけど、そういう業務をしなくていいと。そういうことで、その業務をこの山陰管財・さんびる企業体がそういうのを踏まえて管理する。

また、経費についても今提示されました経費よりも、今まで使っておった、我が南部町が使っておった管理料と社協に払っておった補助金、それよりも上回ることは絶対ないという公式な答弁もございまして、これはやるべきじゃないかと。官ですることは官、民でできることは民にして、中身さえ充実して中身がもっともっと充実すれば、これにまさるものはないと私は思っております。この件に関しては賛成いたします。

議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第2号、公の施設（南部町総合福祉センター「いこい荘」）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号

議長（石上 良夫君） 日程第6、議案第3号、公の施設（緑水湖周辺施設）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本議案につきまして、足立議員、亀尾議員、井田議員、景山議員が地方自治法第117条の規

定により、除斥の対象になりますので退場願います。

〔除斥議員退場〕

議長（石上 良夫君） 町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

副町長（藤友 裕美君） 議案第3号、公の施設、これは緑水湖周辺施設でございますが、の指定管理者の指定についてでございます。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

はぐっていただきまして、公の施設の名称、それから指定管理者となる団体、指定の期間など、表に掲げております。

公の施設の名称でございますが、そこに掲げておる施設を一括してお願いをいたすものでございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それから、指定管理者となる団体でございますが、これは鳥取県西伯郡南部町下中谷606番地、財団法人南部町地域振興会。専務理事、藤友裕美。

指定の期間でございます。平成21年4月1日から平成24年の3月31日までといたすものでございます。

この議案でございますが、これは現在、南部町地域振興会が指定管理者として管理をしております緑水湖周辺施設について、指定管理期間が平成21年3月31日までとなっております、この施設を引き続き当該施設の指定管理者として、南部町地域振興会を指名指定をいたすものでございます。

指名指定に当たりましての基本的な考え方でございますけれども、実は、先ほどの議案にも申し上げましたが、行財政運営審議会のいろいろ審議いただきました答申の中に、利益を主目的にする施設においては原則公募が望ましいが、地域の雇用や地元生産者とのつながり、当該施設の設置目的や地域での位置づけを十分考慮して、指定管理の形態を決定することが望ましいというような、以前に答申をいただいておりますわけでございまして、今回の指名指定に当たりましては、今日までの長年にわたりまして地域振興会の方で適正な管理運営に対し、経験や実績、また地域住民の雇用の場の確保、地域の振興の拠点となる施設の存続の重要性などを考慮いたしまして、指定管理者として適当であるということで指名をいたしたいという考えのものでございます。

なお、この地域振興会を候補者として選定することにつきましては、1月の8日に開催いたしました指定管理者候補者選定委員会において御審査をいただきまして、適当であるという御意見

もいただいたところでございます、今回の議案上程とさせていただいたものでございます。

ひとつ、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（石上 良夫君） 提案に対し、質疑はありませんか。

12番、秦伊知郎君。

議員（12番 秦 伊知郎君） 地域振興会が引き続き指定管理者になられることに対して、何ら異議を申すものではありませんが、審査された別紙の方を見ますと、例えば自然休養村、緑水園ですね、その評価の低かった項目にサービス向上のための具体的な計画というのが掲げてあります。また、その下の方に湖面利用施設もサービス向上のための具体的な計画というのが、評価の低かった点というふうに掲げられております。当然、顧客、お客さんに来ていただくわけでありますから、サービスの低かった点、サービス向上に何らかの努力をなさよというのは、非常に施設にとってはまずいことだというふうに考えております。

地域振興会の理事長は坂本町長、それから専務理事は藤友副町長ですので、その辺についてどういうふうに考えておられるのか、専務理事に名前が上がっております藤友副町長の方から御答弁よろしく願いいたします。

議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

副町長（藤友 裕美君） 専務理事に名を連ねておりまして、私の方にその立場でということでございますが、なかなか大変な問題でございます。なかなか一遍に改善策ということも非常に難しいわけでございますけれども、やはり施設ができておる目的、そういったことから考えれば、やっぱり地域の拠点であるということには大きな位置づけがしてあるわけでございます、今後そういったことにも最大限の努力をやって、合理化できる部分は合理化をしながら、片方でそういった評価の低かった項目の改善に努力をしていきたいというふうな思いでございます。

やっぱりある程度ああいう施設では、待っておるだけではなかなか集客というようなことも非常に難しいというふうに思います。ですから、やっぱりあの周辺の施設をうまく利用してイベントなど、そういったことをやっぱり今後も頻繁に計画をし、また都市との交流だとかですね、そういったところのイベントなども、さらに検討していく必要があるのかなというふうな思いをいたしております。やっぱりイベントも従来やっておることのマンネリ化というようなことでは興味はないわけでございますから、やはりその辺をさらに創意工夫をしながら、総体的に考えて取り組んでいく必要があるというふうな思いでおるところでございますので、よろしく願いを申し上げます。

議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

議員（12番 秦 伊知郎君） それに関連して伺いたいんですけど、例えば大山町、あるいは伯耆町等ではそういう専門員の方を置いて地域の活性化、あるいは大山ブランドの確立に向けて努力されておられます。いつかの議会で、たしか景山議員がそのようなことについて質問されたと思いますが、町長は前に緑水園とフラワーパークを連動させて地域の活性化、あるいは交流人口の増加に努めたいというふうな御答弁もされておられますが、例えば今回指定管理をまた受けられるわけでありましたが、そういう専門的な人員を配置して地域の活性化、あるいは今、副町長の方から売り出しというようなお話もございましたが、そういうことに努めてみるというようなお考えはないのかあるのか、それについてはどうでしょうか。

議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

町長（坂本 昭文君） 町長。この地域振興会は、いわゆる地域振興、地域の皆さんの役にたたなければならぬというようなことでつくられ、そして緑水園という自然休養村の管理センターを管理運営することによって、その大半の目的を果たしておるといように理解をいたしておりますが、もうちょっと小さく申し上げますと、やっぱり地産地消といいたしましうか、あそこの直売所、直売所の資材を購入して消費していただくというようなことで、以前とは格段に仕入れの額が違っております。そういうことで緑水園はいいお客さんになっておるといこともございます。そういうことを積極的にやっております。

それから、議員さん方にも何度も足を運んで御利用いただくわけですが、できるだけリピーターをふやすということでメニューをとにかく、一緒なメニューでない違ったものを出すように心がけてほしいということで、多分そういうことも感じていただいているのではないかと思いますけれども、そういうメニューの多様化というようなこと。

それから、ことしは正月上がっていただいたと思いますけれども、着物姿で接客していただきましたけれども、あれはすべて職員の個人持ちの着物を持ち出して、お客様に正月気分を味わっていただきたいというようなことで、自らが発案してサービスの向上に努めておると、こういうことでございます。

そういうさまざまな取り組みをやっておりますけれども、今、そういう本当に必死な努力をして、ようやくプラスマイナスゼロといった収支の状況になっております。したがって、この自然休養村の地域振興会の方でそういうプランナーというんでしょうか、そういう人を雇用して、さらに売り上げを上げていく、利益を上げていくというようなことには私はちょっと、これは難しいのではないかなと。やるんならやっぱり野の花、それからこの緑水園、それから各直売所など、総合的に町内の産品を付加価値をつけて都市部の方に売り込んでいくような、総合的な考え

方から設置するならば、これは町の費用でせんといいんのではないかなと。振興会でそういうことはちょっと難しいというのが見解でございます。新しい年度の予算の中で検討してまいりたいと思います。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、植田均君。

議員（4番 植田 均君） 一つは、先ほど秦議員も言われた緑水園のサービス向上の具体的計画が評価が低いというのは、どう受けとめているのかということをお聞きしたかったので、これについては……。

私は、町がかなりの理事を出して運営をしているという、このやり方について若干疑問を持っておりまして、地域の人たちの発想がもっと活かされるような理事会の運営のあり方ってないのかなというあたりで、新しい発想、住民参加の新しい発想をどう取り入れていくのかというような視点も必要ではないかということを思っています。それがどうかという問題が1点とですね。

それから2番目の、バンガローとこもれび工房、オートキャンプ場についてですけれども、バンガローについての評価の高かった項目の2番目に、町が負担する費用の要求額というのが評価が高かったというふうに書いてある、この意味がどういうことかなと思いましたので、その点についての御回答をお願いします。それから、こもれび工房については経費縮小の効率的な管理が提案されているということですが、その点について説明していただきたいということと、それからオートキャンプ場について、利用者増による収支改善に向けた提案が評価が高いというふうになってますけれども、そういう現状認識がなかったものですからこのことについての説明をお願いします。

議長（石上 良夫君） 行政改革専門員、長尾健治君。

行政改革専門員（長尾 健治君） 私の方からは審査会の内容についてのお尋ねについてお答えいたします。

まず、バンガローの件でございます。町が負担する費用の要求額というのは、これは町の方に費用負担を求めているという点であります。ゼロ円ということで、これは自前で儲けた分で管理されるということで高かったということでございます。

それから次の、こもれび工房もございましたか、こもれび工房の、済みませんがもう一度確認したいものですから（「経費縮小」と呼ぶ者あり）経費縮小、これはこのとおりでございまして、この工夫がよくなされているということでございます。

それからオートキャンプ場、（発言する者あり）利用者増の……。

議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午後0時42分休憩

午後0時43分再開

議長（石上 良夫君） 再開いたします。

行政改革専門員（長尾 健治君） お答えします。オートキャンプ場につきましての利用者増による収支改善に向けた提案の中で評価が高かった項目であります。これは使用者や利用者の方に対するサービスの向上策の中で売店で取り扱う商品や飲み物、この量や種類をふやすという提案とあわせて、地元食材のパック販売なども行うというような提案について、評価が高かったということでございます。

議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

町長（坂本 昭文君） 町長。地域振興会の運営に町の関係者が多いと、地域の方の発想を取り入れるために、そういうことについてどう考えておるかということでございます。

私も、以前も何度も答えておりますけれども、やっぱりダムで出られた方のお気持ちは、出たところが出る前よりも発展しておるよということであろうと思います。磯田元町長もそういうことで一生懸命この地域振興を図っていただきまして、私もそれを受け継いで進めておるということで、これは一つは責任があると、ダム事業でたくさんの方に立ち退きしていただいたわけですから、そういうことで責任があるということで町長が理事長で、議会の方からもたくさん出てやっていただいております。御理解を、ぜひいただきたいと思っております。

もう一つは、たしかに地域の方の発想を取り入れるということは大事なことでございまして、花火大会だとかですね、山菜会だとか、あるいはマラソン大会だとかですね、さまざまなイベントを現に一体的に地域の方が中心になって運営をしていただいております。したがって、理事会がどうだこうだというよりも、運営そのものはまさにそれらの皆さん方が主体となって現にやっていただいております。マラソン大会なんかのなめこ汁や、あるいは山菜おこわや、こういうものは全部地域の方のボランティアで成り立っております。ぜひ参加していただいて、そういう状況も見えていただきたいと思っております。

そういうことで、地域振興会で祭りやったり、かまくら祭りやったりですね、そういうことはすべて一体的に地域の方がやっておられまして、私どもがそういうことについて理事会として、いちいち口を出してあせいこうせいということを行っているわけではないので、地域の方の発想を現に取り入れているということ、御理解を賜りたいと思っております。

それと、理事会に入っていただくということなんですけれども、私もそれがいいと思います。現に役場関係外の方も理事としてお世話になっておりますけれども、数がちょっと少ないわけです。ただ、赤字が出たときにですね、理事責任が発生します。理事者で赤字を補てんしなければいけないということもあるわけです。先ほど申し上げたように、本当ギリギリの線でやっておりますので、私も赤字が走らなければいいがなと思って心配しておるような状況でして、民間の人にそういう責任の部分をお願いいただくということはなかなか難しいわけでありまして。これ以上に地域の人をもっと聞けということなら協議会か何かつくって、そういう声を聞いた運営というものを考えていかなければいけないと思いますけれども、理事会の方ではそういう議論は今まで出ておりません。以上です。

議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

議員（4番 植田 均君） 理事会の運営については、赤字になったときの責任ということを言われますとなるほどなということも考えますけれども、新しい発想をどう取り入れていくかということの一つの発想ですので、その辺はまた理事会で、どう発想を求めていくのかというあたりは検討していただきたいということです。

それで、私はこのオートキャンプ場のことで一つ心配しておりましたのは、先ほど説明していただいたのがちょっと、こもれび工房とごっちゃになってたんじゃないかと思うんですけれども、新しい地元食材のパック販売とかというのは、これはオートキャンプ場ではなくてこもれび工房の話ですよ。でないと、話が合わないんですけれども、それでオートキャンプ場についての収支改善に向けた提案というのが、先ほどの説明で合っているんでしょうかということです。

もう一つ、これはもとに戻るですけど、こもれび工房の関係でいいますと、給食センターの米飯をこもれび工房で炊いてあったやつをあそこを使わなくなりましたよね。それで、その辺での収支について、大変になっているのではないかなということを考えてたんですけれども、こもれび工房の運営上で、経費縮小と効率的な管理というあたりでの改善策が高い評価を受けてるというあたりでの説明をこもれび工房とオートキャンプ場について、再度お願いします。

議長（石上 良夫君） 行政改革専門員、長尾健治君。

行政改革専門員（長尾 健治君） お答えします。まず、こもれび工房であります。ここには議員が御指摘いたしましたように、経費縮小の工夫など効率的な管理が提案されているということでございます。これにつきましては、具体的には施設の使用してない場合、電灯などの消灯などに経費削減を図る。あわせてまた、地元材料の、使用材料ですね、いろんな材料を使うわけでありまして、これの地元調達で原価の低減を図りたいというのが、これがこもれび工房に

ついてであります。

それから、こもれび工房につきましては先ほどお話がありましたが、地域振興会の提案の中で、この提案者の中のこもれび工房の欄には載っておりませんでしたけども説明を受けました。審査会で説明を受けました中では、緑水園で年間に使っていく漬物ですとかそういうものも、この冬の割と閑散期にそこで仕込むようにいたしましたというような御提案もいただいております。

それから、オートキャンプ場ですが、オートキャンプ場につきましては先ほど申し上げましたとおりでして、オートキャンプ場の利用者、使用者の方に対して、これはサービスの向上策として売店で扱う食品や飲み物を提供したり、地元食材のパック販売なども行うと。実際、この販売を行う施設はこもれび工房ではありますが、オートキャンプ場の利用者という対象者をとらえて、オートキャンプ場の項目に御提案をいただいております。

議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

議員（7番 赤井 廣昇君） これは議長を通してお願いではございますが、御承知のようにこの緑水園の指定管理について、当議会の方からも議員さん方が理事等に入っておられます。また、その議員さんの中には有償でもって理事をお勤めになっていらっしゃる実態もございます。そういう中で、個別具体的に報告を求めようと思いませんが、少なくともそういう常務理事さんという役職もあるわけですから、ここの場で召喚を、議会の方で召喚して皆さんの方に何らかの報告いただくのが筋じゃないかと思いますが、差し支えなかったら議長、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（石上 良夫君） 議案の質疑とはちょっと思えませんので。

議員（7番 赤井 廣昇君） 議案の質疑に関連ありますので。

議長（石上 良夫君） 今、指定管理の件で審議していますから。

議員（7番 赤井 廣昇君） だから、そのための召喚をして問い合わせしたいということ言ってるわけですよ。常務理事さんがいらっしゃるわけだから、常務理事さんを召喚してその中で質疑をしてみたいということをお願いしています。

議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午後0時53分休憩

午後0時54分再開

議長（石上 良夫君） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

3番、雑賀敏之君。

議員（3番 雑賀 敏之君） 2点ほど質問させていただきます。

今回、指定管理になる施設が8カ所ございますけども、この管理ということはちょっと私、勉強不足でわかりませんが、どの辺まで管理されるのか、指定管理というのは。当然、管理ということになれば周辺の管理も当然されるのが当然であると、あるというぐあいに思いますが、その辺のことをお聞きしたいと思います。

それからもう1点ですね、この指定管理にされた内容で評価の高かった点ということで見てみますと、全部とは申しませんが、ほとんどは収支の改善を上げておられます。効率的な管理、それから経費縮小、それから利用者増による収支改善の提案がなされたということでございます。ということになりますと、最終的にどういう改善がなされたということが後で報告がなければ、これを見て確かにじゃあどういふぐあいにされたということの結果を見せていただかないと、最終的な……見せていただきたいのが私の考えでございます。それは見せていただけるかどうか、お願いいたします。

議長（石上 良夫君） 産業課長、分倉善文君。

産業課長（分倉 善文君） 産業課長でございます。指定管理の管理でございますが、施設周辺の管理もすべて管理の中に入ってきます。

それと、収支の改善というような御指摘でございましたが、これは毎年議会の方で収支の報告をさせていただいておりますので報告をいたします。以上です。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

2番、仲田司朗君。

議員（2番 仲田 司朗君） 失礼します。まず、指定管理で今回外れておりますのが板祐生館がここから外れておりますけれども、これは教育委員会ということで外してあるということですね。といいますのが、以前は教育委員会から何というんですか、地域振興会の方に管理をされたというような格好があるわけですが、このたびの4月からまた教育委員会管理というとならえ方なのか。その辺をちょっと確認させていただきたいと……。

議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

教育長（永江 多輝夫君） 教育長でございます。18年からですか、指定管理ということで地域振興会なんですからけれども、今の仲田議員さん言われましたように、それ以前は管理委託という形で同団体の方に出してございまして、どうも聞いてみますとそれは相当長い間ですね、あの館自体が竣工1年かなんか経過したぐらいかなってやな話で聞いておりますけど、非常に長い間

委託に出すという形で管理なり、運営がなされてきたという経過があるようでございます。私もこの4年間、館長という立場がございましてそういう形態でやっておりましたけれども、多少幾つかの問題点といたしまして、課題、そんなものも実際にやりながら出てまいりましたので、このたび指定管理からも外れるということで少しきちっとそのあたりを整理をして、私どもの直営という形の中で、館が果たすべき役割というものをもう一度しっかり見つめ直して、多少長期的な館の運営方針を立てながら直営という形で、教育委員会の方で担当させていただこうというぐあいに思っているところでございます。以上です。

議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

議員（1番 板井 隆君） 済みませんが、2点ほど御質問させていただければと思います。

この南部町自然休養村は、管理センター緑水園を中心として町民の憩いの場であり、また町としての大きな観光地であるというふうに思っております。緑水園も一昨年増改築を、改修をいただきまして新しくなり、お客様の方も大分ふえてきているというふうには聞いておりますが、先ほど町長からも答弁がありました、ぎりぎりの線で今やっているんだという状況も先ほどお話にありました。やはりソフト面というところからいけば、やはり職員の一層の営業努力というものは必要だとは思いますが、その反面、ハード面というところからしますと、やはり町のまだまだこれから支援というものも必要ではないかなというふうに思っております。

それともう1点ですけれど、緑水湖周辺もそれ以外に町が直営でやっております対岸の森林公園、森の学校、また今度新しく委託管理がされます、指定管理がされますカントリーパーク等々がございます。南部町の緑水湖利用施設の中の改善点の中に、スポーツ大会の開催を図られると集客増につながると思うということも書いてございます。そういった新しい管理がなされますカントリーパーク等々の連携を深くして、特にカントリーパークでは野球大会等がございまして。そういった大会が行われたときには緑水園、またはバンガロー等宿泊施設を大いに使ってもらえるというようなPRを、町の方からも進めていただきたいと思いますというふうにも思いますし、また緑水園の正面の上にあります広場、山を削ったところがございまして、やはりあの跡地の利用なども芝生などを取り入れていただきましてゲートボールや、またはグラウンドゴルフができるというようなところをハード面で支援をしていただければ、また集客にもつながっていくのではないかなというふうにも思っております。その点につきまして御質問させていただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

町長（坂本 昭文君） 町長。ハード面の支援は引き続き必要だというふうに思っております。

ただ、2年前にリニューアルしたばかりでありまして当面はそういう計画はないので、今の現在の施設を維持管理しながら、ソフト面で工夫して運営を図っていくということだろうというように思っております。

それから、カントリーパークのスポーツイベントをすれば云々って書いてあります、確かに。いわゆるそのようなイベントをとにかく次々とスポーツに限らずですね、いろんなイベントを次々と打って集客をし、何もせんとそれで終わりだということに私はあるのではないかなと思っております、カントリーパークなどとの連携を図って集客を進めると、利用向上に努めたいというように思っております。

それから駐車場の利用、芝生というようなこともおっしゃいましたけれども、はっきり言って芝生植えるなら学校のグラウンドが先だないかなというように思っております、そういう今計画はございません。最初に申し上げたように、もうちょっと今の状況の中で、ソフト面の活用で頑張っていっていただかんといけんというように思っております。

議長（石上 良夫君） 以上で質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 討論がないようでありますので、終結いたしまして、これより、議案第3号、公の施設（緑水湖周辺施設）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、可決されました。

議長（石上 良夫君） ここで除斥議員の入場を許します。

〔除斥議員入場〕

議長（石上 良夫君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第1回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成21年第1回南部町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後1時05分閉会